

20	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 1項	<p>会員等は、当社が、会員等の個人に関する情報について必要な保護措置を行ったうえで、本契約を含む当社または三菱UFJニコスもしくは両社の取引に関する与信情報および与信等の管理のために、以下の各号に定める個人情報(収集、保有、利用)すること、を同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報(氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証等の記号番号等)・取引履歴、職業、その他前号等が入会申込時および第10条に基づき届出た事項</p> <p>(2) 入会申込日・入会承認日・カードの番号・カードの契約情報・カードの有効期限・振替口座・利用可能額・会員種別等、会員等と両社の本契約の内容に関する事項(本契約に係る申込、解約、解除等の事実を含みます。)</p> <p>(3) 会員がカードを利用する際、カードの利用状況、支払状況、電帳等の取扱いに関わりあふれおむる個人情報(前項記載の他の与信等の管理の過程において両社が取得した事項)</p> <p>(4) 本会員等が入会申込時に届け出た収入・負債、その他当社または三菱UFJニコスが収集したクレジットカード利用・支払い履歴</p> <p>(5) 本人(本契約)の収入証明書類、法令等に基づき取得する勤務先及び、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項</p> <p>(6) 当社または三菱UFJニコスが適法かつ適法な方法で収集した住民票等の公開機関が発行する書類の記載事項</p> <p>(7) 電話番号、住宅地図、郵便番号について公開されている情報</p> <p>(8) 会員と登録されたau ID 以外の利用に要する契約サービスID情報</p> <p>(9) 会員等の当社ホームページ上のアクセス情報(アクセス日時、ブラウザ情報等)</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 1項	<p>会員等は、当社が、会員等の個人に関する情報について必要な保護措置を行ったうえで、本契約を含む当社または三菱UFJニコスもしくは両社の取引に関する与信情報および与信等の管理のために、以下の各号に定める個人情報(収集、保有、利用)すること、を同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報(氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証等の記号番号等)・取引履歴、職業、その他前号等が入会申込時および第10条に基づき届出た事項</p> <p>(2) 入会申込日・入会承認日・カードの番号・カードの契約情報・カードの有効期限・振替口座・利用可能額・会員種別等、会員等と両社の本契約の内容に関する事項(本契約に係る申込、解約、解除等の事実を含みます。)</p> <p>(3) 会員がカードを利用する際、カードの利用状況、支払状況、電帳等の取扱いに関わりあふれおむる個人情報(前項記載の他の与信等の管理の過程において両社が取得した事項)</p> <p>(4) 本会員等が入会申込時に届け出た収入・負債、その他当社または三菱UFJニコスが収集したクレジットカード利用・支払い履歴</p> <p>(5) 取引履歴、収入証明書類、V-Pカードの取扱い等。法令等に基づき取得する勤務先及び、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項</p> <p>(6) 当社または三菱UFJニコスが適法かつ適法な方法で収集した住民票等の公開機関が発行する書類の記載事項</p> <p>(7) 電話番号、住宅地図、官能等について公開されている情報</p> <p>(8) 会員と登録されたau ID 以外の利用に要する契約サービスID情報</p> <p>(9) 会員等の当社ホームページ上のアクセス情報(アクセス日時、ブラウザ情報等)</p> <p>(10) Cookie等の端末識別子を通じて収集したウェブサイトの閲覧履歴、メールアドレスに紐づく個人の性別・年齢・家族構成等、商品閲覧履歴、サイト利用履歴、位置情報等の情報、個人の興味・関心を示す情報等(当該各号の情報を二次加工し、当社が有する情報と併せて個人情報を提供して本契約の利用目的の範囲内で利用することはありません。また、この情報を第三者へ提供することはありません。)</p> <p>(11) 前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開された情報その他の当社が適法な手段で取得した個人情報(個人情報を除きます)</p>
21	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 2項	<p>会員等は、当社が、以下の各号に定める目的のために、前項各号に定める個人情報(収集、保有)すること、を同意するものとします。ただし、会員が本条第2号に定めるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発およびマーケティング上の利用その他の目的の達成のために本条第3号および本条第4号に定める営業案内での利用については当社に申し出た場合、または、業務運営に支障がない範囲内で当社に申し出た場合、または、中立的な第三者機関による中立の監査に同意した範囲で当社に申し出た場合、カードに係るサービス品質向上、KDDI等が各自において有益と考える情報の提供または該情報の提供を受けることと予め同意するものとします。</p> <p>(1) カード発行、会員管理、各種イベントの開催、お支払い併付サービスを含むすべての一貫した業務の遂行</p> <p>(2) 当該事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査など、当該事業の具体的な内容については、当社ホームページ(https://www.kddi-fs.com)にて案内いたします。</p> <p>(3) 当該事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(4) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(5) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等に関する与信情報</p> <p>(6) 当社ホームページ上のアクセス履歴等</p> <p>(7) その他前各号に付随する業務のため</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 2項	<p>会員等は、当社が、以下の各号に定める目的のために、前項各号に定める個人情報(収集、保有)すること、を同意するものとします。ただし、会員が本条第2号に定めるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発・マーケティング上の利用その他の目的の達成のために本条第3号および本条第4号に定める営業案内での利用については当社に申し出た場合、または、業務運営に支障がない範囲内で当社に申し出た場合、または、中立的な第三者機関による中立の監査に同意した範囲で当社に申し出た場合、カードに係るサービス品質向上、KDDI等が各自において有益と考える情報の提供または該情報の提供を受けることと予め同意するものとします。</p> <p>(1) カード発行、会員管理、各種イベントの開催、お支払い併付サービスを含むすべての一貫した業務の遂行</p> <p>(2) 当該事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および顧客支援</p> <p>なお、当該事業の具体的な内容については、当社ホームページ(https://www.kddi-fs.com)にて案内いたします。</p> <p>(3) 当該事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(4) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(5) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等に関する与信情報</p> <p>(6) 当社ホームページ上のアクセス履歴等</p> <p>(7) その他前各号に付随する業務のため</p>
22	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 3項	<p>会員等は、本契約に基づき当社、当社または三菱UFJニコスの業務を委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、本契約に基づき収集した個人情報(収集、保有)に関することと当該業務委託先が独自に収集した他の情報について、提供を受ける場合があることと予め同意するものとします。</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 3項	<p>会員等は、本契約に基づき当社の業務を委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で、以下同様)に、業務の遂行に必要な範囲で、本契約に基づき収集した個人情報(収集、保有)に関することと当該業務委託先が独自に収集した他の情報について、提供を受ける場合があることと予め同意するものとします。</p>
23	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 4項	<p>会員等は、両社が各々の与信情報及び与信等の管理のために、本条第1項各号に定める個人情報(収集、保有)すること、を同意するものとします。</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 4項	<p>会員等は、両社が各々の与信情報及び与信等の管理のために、本条第1項各号に定める個人情報(収集、保有)すること、を同意するものとします。</p>
24	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 5項	<p>会員等は、当社が、KDDI株式会社および併存グループ(以下、当社併せて「KDDI等」といいます。)に対し、カードを申込した事実および内容、カードの申込を取消した事実、カード申込後の当社の手続状況、カード発行済みの事実または発行されなかった事実、カードの利用内容、カードの利用状況、カードが停止した事実または事実でない事実、カードが停止した事実または事実でない事実、会員の管理、カードに関する会員等からの問合せ、カードに関する相談等(以下、併せて「カードに関する事項」といいます。))に関する個人情報の提供または該情報の提供を受けることと予め同意するものとします。</p> <p>(1) カード発行、会員管理、各種イベントの開催、お支払い併付サービスを含むすべての一貫した業務の遂行</p> <p>(2) 当該事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査など、当該事業の具体的な内容については、当社ホームページ(https://www.kddi-fs.com)にて案内いたします。</p> <p>(3) 当該事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(4) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(5) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等に関する与信情報</p> <p>(6) 当社ホームページ上のアクセス履歴等</p> <p>(7) その他前各号に付随する業務のため</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 5項	<p>会員等は、当社が、KDDI株式会社および併存グループ(以下、当社併せて「KDDI等」といいます。)に対し、カードを申込した事実および内容、カードの申込を取消した事実、カード申込後の当社の手続状況、カード発行済みの事実または発行されなかった事実、カードの利用内容、カードの利用状況、カードが停止した事実または事実でない事実、カードが停止した事実または事実でない事実、会員の管理、カードに関する会員等からの問合せ、カードに関する相談等(以下、併せて「カードに関する事項」といいます。))に関する個人情報の提供または該情報の提供を受けることと予め同意するものとします。</p> <p>(1) カード発行、会員管理、各種イベントの開催、お支払い併付サービスを含むすべての一貫した業務の遂行</p> <p>(2) 当該事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および顧客支援</p> <p>なお、当該事業の具体的な内容については、当社ホームページ(https://www.kddi-fs.com)にて案内いたします。</p> <p>(3) 当該事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(4) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内</p> <p>(5) 当社が委託した行先宣伝物・印刷物の送付および電話等に関する与信情報</p> <p>(6) 当社ホームページ上のアクセス履歴等</p> <p>(7) その他前各号に付随する業務のため</p>
25	カード会員規約	第2章 個人情報等の取扱い 第14条 (個人情報の収集、保有、利用、預託、提供) 6項	<p>会員等は、下記の当社の提携会社(以下「提携会社」といいます。)に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める個人情報(収集、保有)すること、を同意するものとします。</p> <p>【目的】</p> <p>①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、新商品情報の知悉、関連するアンケートおよび印刷物・印刷物のダウンロードの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため</p> <p>②カード発行、会員管理、各種イベントの開催、お支払い併付サービスを含むすべての一貫した業務の遂行</p> <p>KDDI等およびKDDIグループ(https://www.kddi.com/corporate/group/)に記載されているグループ会社</p>	第15条 (個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供) 6項	<p>会員等は、下記の当社の提携会社(以下「提携会社」といいます。)に対し、下記の目的により本条第1項各号に定める個人情報(収集、保有)すること、を同意するものとします。</p> <p>【目的】</p> <p>①提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、新商品情報の知悉、関連するアンケートおよび印刷物・印刷物のダウンロードの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため</p> <p>②カード発行、会員管理、各種イベントの開催、お支払い併付サービスを含むすべての一貫した業務の遂行</p> <p>KDDI等およびKDDIグループ(https://www.kddi.com/corporate/group/)に記載されているグループ会社</p>
26	カード会員規約	第17条 1項	<p>両社は、会員等が入会申し込みに必要な情報の記載を希望されない場合、または本条に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合は、入会をお断りすること、または本条に記載のあることと、また、次の各号の利用に利用を中止の申し出があつても、入会をお断りするにやむを得ない手続を執るものとします。(本条に定める申し出は本契約の履行に支障なく取扱いに同意するものとします。)</p> <p>(1) 第14条第2項第2号に定める市場調査を目的としたアンケート利用の用途その他の媒体の送付</p> <p>(2) 第14条第2項第3号または第4号に定める営業案内</p>	第18条 1項	<p>両社は、会員等が入会申し込みに必要な情報の記載を希望されない場合、または本条に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合は、入会をお断りすること、または本条に記載のあることと、また、次の各号の利用に利用を中止の申し出があつても、入会をお断りするにやむを得ない手続を執るものとします。(本条に定める申し出は本契約の履行に支障なく取扱いに同意するものとします。)</p> <p>(1) 第15条第2項第2号に定める市場調査を目的としたアンケート利用の用途その他の媒体の送付</p> <p>(2) 第15条第2項第3号または第4号に定める営業案内</p>
27	カード会員規約	第18条 1項	<p>本会員入会申込後および家族共済加入会員の個人情報については、両社が入会をお断りする場合があります。お断りする理由のいかなる場合も、第14条に定める目的(ただし、第14条第2項第1号に定める、中立的な第三者機関による中立の監査)の達成のために必要と認められる場合を除きます。ただし、第14条第1項各号に基づき中止の申し出があつた場合、当該利用目的についてはのりはありません。</p>	第19条 1項	<p>本会員入会申込後および家族共済加入会員の個人情報については、両社が入会をお断りする場合があります。入会しない場合(両社が入会をお断りする場合は含む。)、お断りする理由のいかなる場合も、第14条に定める目的(ただし、第14条第2項第1号に定める、中立的な第三者機関による中立の監査)の達成のために必要と認められる場合を除きます。ただし、第15条第1項各号に基づき中止の申し出があつた場合、当該利用目的についてはのりはありません。</p>
28	カード会員規約	第19条 1項	<p>両社は、第44条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第14条に定める目的(ただし、第19条第1項各号に記載のものを除きます。))および開示請求等に必要な範囲で、法令等に基づき当社が定める所定の個人情報を保持し、利用します。</p>	第20条 1項	<p>両社は、第45条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第15条に定める目的(ただし、第19条第1項各号に記載のものを除きます。))および開示請求等に必要な範囲で、法令等に基づき当社が定める所定の個人情報を保持し、利用します。</p>
29	カード会員規約	第20条 1項	<p>本条に定める個人情報の取扱いに関する同意事項は、法令に定める手続に従い、必要に応じて変更されるものとします。</p>	第21条 1項	<p>本条に定める個人情報の取扱いに関する同意事項は、法令に定める手続に従い、必要に応じて変更されるものとします。</p>
30	カード会員規約	第22条 4項	<p>当社は、犯行による利益の帰属防止に関する制度の不十分とし、犯行による利益の帰属防止に関する法律施行において指定された特定の国・地域においては、カードの利用を制限することがあります。</p>	第23条 4項	<p>当社は、犯行による利益の帰属防止に関する制度の不十分とし、犯行による利益の帰属防止に関する法律施行において指定された特定の国・地域においては、また、同国・地域において(債務の引替等)の対立を防止する目的で、その他同法の規制に基づき当社が必要と認められる場合は、カードの利用を制限することがあります。</p>
31	カード会員規約	第23条 1項	<p>当社は、金融情勢の変化等相当な理由がある場合に限って、本契約および本規約に関する特約、規定等に基づきカード利用にかかる手数料および利率を変更することがあります。この場合、第61条にかかわらず、当社が手数料・利率の変更を通知した場合は、利用規定等に規定した変更後の手数料・利率が適用されるものとします。ただし、本会員が負担する会員の分割払い(回数指定払い)に対する手数料については、当該分割払い(回数指定払い)を指定した時点の手数料が適用されます。</p>	第24条 1項	<p>当社は、金融情勢の変化等相当な理由がある場合に限って、本契約および本規約に関する特約、規定等に基づきカード利用にかかる手数料および利率を変更することがあります。この場合、第61条にかかわらず、当社が手数料・利率の変更を通知した場合は、利用規定等に規定した変更後の手数料・利率が適用されるものとします。ただし、本会員が負担する会員の分割払い(回数指定払い)に対する手数料については、当該分割払い(回数指定払い)を指定した時点の手数料が適用されます。</p>
32	カード会員規約	第24条 5項	<p>会員等は、当社が適法に認められた場合には、連帯サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金(以下、「継続利用代金」といいます。))の返済手段として、会員がカード借借を事前に加盟店に届ける方法によりカードを利用することがあります。この場合において、連帯その他の事由による会員資格の喪失、カード番号等、その他の登録内容に変更があった場合、会員は加盟店へ通知するものとします。当該通知があったにもかかわらず、本会員が継続利用代金から返済した利用を継続する必要がある当社が判断した場合には、カード借借の変更等が当該借借に発生して加盟店に通知すること、を会員が承諾するものとします。なお、本会員は、連帯または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用については第44条第2項に規定した支払義務を負うものとします。</p>	第25条 5項	<p>会員等は、当社が適法に認められた場合には、連帯サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金(以下、「継続利用代金」といいます。))の返済手段として、会員がカード借借を事前に加盟店に届ける方法によりカードを利用することがあります。この場合において、連帯その他の事由による会員資格の喪失、カード番号等、その他の登録内容に変更があった場合、会員は加盟店へ通知するものとします。当該通知があったにもかかわらず、本会員が継続利用代金から返済した利用を継続する必要がある当社が判断した場合には、カード借借の変更等が当該借借に発生して加盟店に通知すること、を会員が承諾するものとします。なお、本会員は、連帯または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用については第45条第2項に規定した支払義務を負うものとします。</p>
33	カード会員規約	第25条 1項	<p>ショッピング利用および加盟店の本部会員に対する代金債権について、当社、三菱UFJニコス、または三菱UFJニコスに提携するクレジットカード会社(以下「提携カード会社」といいます。))と加盟店間の契約が、債権譲渡を行うもの規定している場合、本会員は以下に規定する立替払いを要し、かつ以下に規定する債権譲渡を承諾します。また、当該代金債権について加盟店に立替払いを要する一切の取引(同時履行の取引、差入・取戻し、解除の取引、譲渡人に対する権利、差戻し等の取引、相殺の取引を含む)はすべて当社に適用されます。)</p> <p>なお、本会員は、連帯または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用については第44条第2項に規定した支払義務を負うものとします。</p> <p>(1) 当該加盟店が当社に債権を譲渡すること。</p> <p>(2) 加盟店が三菱UFJニコスに債権を譲渡し、譲渡された債権について、当社が三菱UFJニコスに立替払いすること。</p> <p>(3) 加盟店が提携カード会社等に債権を譲渡し、譲渡された債権について、当該提携カード会社等が譲渡された債権から三菱UFJニコス等を通じて三菱UFJニコスに譲渡すること。</p> <p>(4) 三菱UFJニコスが提携カード会社等に債権を譲渡し、譲渡された債権から提携カード会社等を通じて三菱UFJニコスに立替払いすること。</p>	第26条 1項	<p>ショッピング利用および加盟店の本部会員に対する代金債権について、当社、三菱UFJニコス、または三菱UFJニコスに提携するクレジットカード会社(以下「提携カード会社」といいます。))と加盟店間の契約が、債権譲渡を行うもの規定している場合、本会員は以下に規定する立替払いを要し、かつ以下に規定する債権譲渡を承諾します。また、当該代金債権について加盟店に立替払いを要する一切の取引(同時履行の取引、差入・取戻し、解除の取引、譲渡人に対する権利、差戻し等の取引、相殺の取引を含む)はすべて当社に適用されます。)</p> <p>なお、本会員は、連帯または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用については第45条第2項に規定した支払義務を負うものとします。</p> <p>(1) 当該加盟店が当社に債権を譲渡すること。</p> <p>(2) 加盟店が三菱UFJニコスに債権を譲渡し、譲渡された債権について、当社が三菱UFJニコスに立替払いすること。</p> <p>(3) 加盟店が提携カード会社等に債権を譲渡し、譲渡された債権について、当該提携カード会社等が譲渡された債権から三菱UFJニコス等を通じて三菱UFJニコスに譲渡すること。</p> <p>(4) 三菱UFJニコスが提携カード会社等に債権を譲渡し、譲渡された債権から提携カード会社等を通じて三菱UFJニコスに立替払いすること。</p>

51	カード会員規約	第45条1項	当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が当社から発行を受けた全てのカードについて、カード利用の全部または一部の停止、法的措置、会員情報の取消、その他必要な措置（以下、「本件措置」といいます。）をとることができるとします。 (1) 当社に届出なき事項に関して届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合、または、当社から要請があったにもかかわらず年次の届出を怠った場合。 (2) 本規約に違反し、私に損害を与えおそれがある場合。 (3) 本会員が、約定支払い債の支払い等当社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。 (4) 差押、破産申立、取引停止処分等があった場合その他本会員の信用状態が悪化したと当社が判断した場合。 (5) 第44条の規定により期間の経過後請求を怠った場合。 (6) 三三 UFJ ニュースに対する債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）の支払いを怠った場合等、三三 UFJ ニュースから当社に対し第2条第6項に規定する連帯保証の取消または解約の申し出があった場合。 (7) 前号に定める場合のほか、利用金額、利用期間、過去の利用内容等から、カードの利用状況が不適切または不審なものと当社が判断した場合。 (8) 前12条第1項の規約に違反していることが判明した場合。 (9) 第12条第2項に定める不正な要求行為等をしたとき、その他不当な要求行為等に類するやむを得ない事由が生じた場合。 (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律にに基づき本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (11) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (12) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社に入ったとき。 (13) その他合理的な理由により当社が必要と判断した場合。	第46条1項	当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が当社から発行を受けた全てのカードについて、カード利用の全部または一部の停止、法的措置、会員情報の取消、その他必要な措置（以下、「本件措置」といいます。）をとることができるとします。 (1) 当社に届出なき事項に関して届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合、または、当社から要請があったにもかかわらず年次の届出を怠った場合。 (2) 本規約に違反し、私に損害を与えおそれがある場合。 (3) 本会員が、約定支払い債の支払い等当社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。 (4) 差押、破産申立、取引停止処分等があった場合その他本会員の信用状態が悪化したと当社が判断した場合。 (5) 第44条の規定により期間の経過後請求を怠った場合。 (6) 三三 UFJ ニュースに対する債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）の支払いを怠った場合等、三三 UFJ ニュースから当社に対し第2条第6項に規定する連帯保証の取消または解約の申し出があった場合。 (7) 前号に定める場合のほか、利用金額、利用期間、過去の利用内容等から、カードの利用状況が不適切または不審なものと当社が判断した場合。 (8) 前12条第1項の規約に違反していることが判明した場合。 (9) 第12条第2項に定める不正な要求行為等をしたとき、その他不当な要求行為等に類するやむを得ない事由が生じた場合。 (10) 犯罪による収益の移転防止に関する法律にに基づき本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (11) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。 (12) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社に入ったとき。 (13) その他合理的な理由により当社が必要と判断した場合。																																																
52	カード会員規約	第45条6項	会員は、当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても当社に損害または重大な損失がある場合を除き賠償責任を負いません。また、両当事者が生じた損害は、会員がその損害の賠償責任を負います。 前項にかかわらず、会員が前条・後条の事項を怠らなかつたに当り当社に発生したと認められる損害をへ補償し、かつ当社の請求により所定の届け出に提出した場合は、当社は、本会社に於いて当社が届け出を受けた日より起算して60日以内のカード利用金の支払義務を負いません。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反した場合。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難または被害状況の届出が内容が偽りであるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかつたとき、または当社等が行う被害状況の調査に協力しなかつたとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されなかった（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）とき。 (7) 紛失・盗難を原因として社会秩序の乱れの原因を生じ、盗難が生じたとき。 (8) 第2条、第3条、第4条または第7条第2項に規定したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。	第46条6項	会員は、当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても当社に損害または重大な損失がある場合を除き賠償責任を負いません。また、両当事者が生じた損害は、会員がその損害の賠償責任を負います。 前項にかかわらず、会員が前条・後条の事項を怠らなかつたに当り当社に発生したと認められる損害をへ補償し、かつ当社の請求により所定の届け出に提出した場合は、当社は、本会社に於いて当社が届け出を受けた日より起算して60日以内のカード利用金の支払義務を負いません。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反した場合。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難または被害状況の届出が内容が偽りであるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかつたとき、または当社等が行う被害状況の調査に協力しなかつたとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されなかった（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）とき。 (7) 紛失・盗難を原因として社会秩序の乱れの原因を生じ、盗難が生じたとき。 (8) 第2条、第3条、第4条または第7条第2項に規定したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。																																																
53	カード会員規約	第46条1項	会員は、当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても当社に損害または重大な損失がある場合を除き賠償責任を負いません。また、両当事者が生じた損害は、会員がその損害の賠償責任を負います。 前項にかかわらず、会員が前条・後条の事項を怠らなかつたに当り当社に発生したと認められる損害をへ補償し、かつ当社の請求により所定の届け出に提出した場合は、当社は、本会社に於いて当社が届け出を受けた日より起算して60日以内のカード利用金の支払義務を負いません。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反した場合。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難または被害状況の届出が内容が偽りであるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかつたとき、または当社等が行う被害状況の調査に協力しなかつたとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されなかった（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）とき。 (7) 紛失・盗難を原因として社会秩序の乱れの原因を生じ、盗難が生じたとき。 (8) 第2条、第3条、第4条または第7条第2項に規定したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。	第47条1項	会員は、当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても当社に損害または重大な損失がある場合を除き賠償責任を負いません。また、両当事者が生じた損害は、会員がその損害の賠償責任を負います。 前項にかかわらず、会員が前条・後条の事項を怠らなかつたに当り当社に発生したと認められる損害をへ補償し、かつ当社の請求により所定の届け出に提出した場合は、当社は、本会社に於いて当社が届け出を受けた日より起算して60日以内のカード利用金の支払義務を負いません。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。 (1) 会員が第3条に違反した場合。 (2) 会員の家族・同居人等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用したとき。 (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じたとき。 (4) 紛失・盗難または被害状況の届出が内容が偽りであるとき。 (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかつたとき、または当社等が行う被害状況の調査に協力しなかつたとき。 (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されなかった（第8条第2項ただし書きの場合を除く。）とき。 (7) 紛失・盗難を原因として社会秩序の乱れの原因を生じ、盗難が生じたとき。 (8) 第2条、第3条、第4条または第7条第2項に規定したカードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。 (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じたとき。																																																
54	カード会員規約	-	-	第49条3項	本規約に基づきカードショッピングに関し本会員が当社に対して負担する一切の債務の支払いにおいて、本会員は当該債務の弁済のための費用として当該弁済のために定められた費用が貸金業法第12条の8第2項に定められるか、利息に該当する場合は適用されないものとします。																																																
55	カード会員規約	-	-	第49条4項	第1項から第3項までの規定は、キャッシングサービス等において各月に定められた費用が貸金業法第12条の8第2項に定められるか、利息に該当する場合は適用されないものとします。																																																
56	カード会員規約	第52条1項	本会員が次のいずれかに該当する場合は、第50条第1項の規定を併用し、三三 UFJ ニュースは求償権行使を行ってよいものとします。 (1) 本会員の当社に対する保証債務につき、弁済期が到来したとき、または期限の利益を喪失したとき。 (2) 第43条または第45条第1項に規定する事由の一つに該当する場合。 (3) その他、三三 UFJ ニュースが債権保全のために必要と認めるとき。	第53条1項	本会員が次のいずれかに該当する場合は、第51条第1項の規定を併用し、三三 UFJ ニュースは求償権行使を行ってよいものとします。 (1) 本会員の当社に対する保証債務につき、弁済期が到来したとき、または期限の利益を喪失したとき。 (2) 第44条または第46条第1項に規定する事由の一つに該当する場合。 (3) その他、三三 UFJ ニュースが債権保全のために必要と認めるとき。																																																
57	カード会員規約	第53条1項	三三 UFJ ニュースは、保証委託の有効期限内である期間中、次の場合、第1項において本会員に通知を要せず、第2項および第3項においては本会員に通知することにより、本規約に準じて申し立て解除することができるものとします。 (1) 三三 UFJ ニュースが第50条第1項に規定する本会員の当社に対する保証債務を弁済したにもかかわらず、本会員の当社に対する約定支払い日から20日以内に、本会員が第51条第1項に規定する債務の全部を三三 UFJ ニュースに弁済しなかつた場合。 (2) 本会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。 (3) その他合理的な理由により、三三 UFJ ニュースが本保証の解約について、当社から同意を得た場合。	第54条1項	三三 UFJ ニュースは、保証委託の有効期限内である期間中、次の場合、第1項において本会員に通知を要せず、第2項および第3項においては本会員に通知することにより、本規約に準じて申し立て解除することができるものとします。 (1) 三三 UFJ ニュースが第51条第1項に規定する本会員の当社に対する保証債務を弁済したにもかかわらず、本会員の当社に対する約定支払い日から20日以内に、本会員が第52条第1項に規定する債務の全部を三三 UFJ ニュースに弁済しなかつた場合。 (2) 本会員の信用状態に重大な変化が生じた場合。 (3) その他合理的な理由により、三三 UFJ ニュースが本保証の解約について、当社から同意を得た場合。																																																
58	カード会員規約	第54条1項	本会員の三三 UFJ ニュースに対する債務の支払いが、第51条に定める求償権の全部に満たない場合には、支払金の求償権への充当は三三 UFJ ニュースが行いません。	第55条1項	本会員の三三 UFJ ニュースに対する債務の支払いが、第52条に定める求償権の全部に満たない場合には、支払金の求償権への充当は三三 UFJ ニュースが行いません。																																																
59	カード会員規約	第54条2項	本会員が三三 UFJ ニュースに対し、第51条に定める求償権以外に他の債務を負担している場合において、会員の支払金額が三三 UFJ ニュースに対する債務額に充たないときは、前項と同様とします。	第55条2項	本会員が三三 UFJ ニュースに対し、第52条に定める求償権以外に他の債務を負担している場合において、会員の支払金額が三三 UFJ ニュースに対する債務額に充たないときは、前項と同様とします。																																																
60	カード会員規約	第56条1項	三三 UFJ ニュースが第50条に定める代位弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に関し費用および本規約が生じた一切の費用は、本会員が負担するものとします。三三 UFJ ニュースの請求が有効な限り、本会員の三三 UFJ ニュースに支払います。	第57条1項	三三 UFJ ニュースが第51条に定める代位弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に関し費用および本規約が生じた一切の費用は、本会員が負担するものとします。三三 UFJ ニュースの請求が有効な限り、本会員の三三 UFJ ニュースに支払います。																																																
61	カード会員規約	(ご相談窓口) 2項	本規約に基づきお問い合わせ、ご相談、カードサービス、入退会手続き等についてのお問い合わせ、届出事項の変更の申し出、支払い停止の申し出に関する書面、当社に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内の中のお申し出については下記に連絡ください。なお、当社には個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者（役員）がおります。	(ご相談窓口) 2項	本規約に基づきお問い合わせ、ご相談、カードサービス、入退会手続き等についてのお問い合わせ、届出事項の変更の申し出、支払い停止の申し出に関する書面、当社に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内の中のお申し出については下記に連絡ください。なお、当社には個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者（役員）がおります。																																																
62	カード会員規約	(加盟個人信用情報機関)	本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。なお、両当事者が本規約のもとに新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、本会員等に対し書面により通知し、同意を得るものとします。 <table border="1"> <tr> <th>加盟個人信用情報機関</th> <th>加盟番号</th> <th>加盟番号</th> <th>加盟番号</th> </tr> <tr> <td>株式会社シー・シー・エス</td> <td>F100-8376 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221</td> <td>0120-810-414</td> <td>http://www.ccc.co.jp</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構（JICC）</td> <td>F110-0014 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221</td> <td>0570-055-955</td> <td>http://www.jicc.co.jp</td> </tr> </table>	加盟個人信用情報機関	加盟番号	加盟番号	加盟番号	株式会社シー・シー・エス	F100-8376 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221	0120-810-414	http://www.ccc.co.jp	株式会社日本信用情報機構（JICC）	F110-0014 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221	0570-055-955	http://www.jicc.co.jp	(加盟個人信用情報機関)	本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。なお、両当事者が本規約のもとに新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、本会員等に対し書面により通知し、同意を得るものとします。 <table border="1"> <tr> <th>加盟個人信用情報機関</th> <th>加盟番号</th> <th>加盟番号</th> <th>加盟番号</th> </tr> <tr> <td>株式会社シー・シー・エス</td> <td>F100-8376 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221</td> <td>0120-810-414</td> <td>http://www.ccc.co.jp</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本信用情報機構（JICC）</td> <td>F100-0011 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221</td> <td>0570-055-955</td> <td>http://www.jicc.co.jp</td> </tr> </table>	加盟個人信用情報機関	加盟番号	加盟番号	加盟番号	株式会社シー・シー・エス	F100-8376 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221	0120-810-414	http://www.ccc.co.jp	株式会社日本信用情報機構（JICC）	F100-0011 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221	0570-055-955	http://www.jicc.co.jp																								
加盟個人信用情報機関	加盟番号	加盟番号	加盟番号																																																		
株式会社シー・シー・エス	F100-8376 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221	0120-810-414	http://www.ccc.co.jp																																																		
株式会社日本信用情報機構（JICC）	F110-0014 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221	0570-055-955	http://www.jicc.co.jp																																																		
加盟個人信用情報機関	加盟番号	加盟番号	加盟番号																																																		
株式会社シー・シー・エス	F100-8376 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221	0120-810-414	http://www.ccc.co.jp																																																		
株式会社日本信用情報機構（JICC）	F100-0011 東京都中央区新富町1-2-7 03-5561-2221	0570-055-955	http://www.jicc.co.jp																																																		
63	カード会員規約	(リボ払いのご案内) (2)	(2) 手数料率 実質年率 15.00%	(リボ払いのご案内) (2)	(2) 手数料率 実質年率 18.00%																																																
64	カード会員規約	(リボ払いのご案内) (3)	(3) お支払い明（お支払いコースが定額方式 A コースの場合） 4月16日から5月15日まで100,000円ご利用の場合 ○締切日（5月15日） リボ払い手数料利用費 100,000円 毎月の弁済金（6月10日お支払い）10,000円 ご利用代金（元金）充当 10,000円 弁済金お支払い時のリボ払い利用費 90,000円 （100,000円-10,000円） ○締切日（6月15日） リボ払い手数料利用費 90,000円 毎月の弁済金（7月10日お支払い）10,000円 ご利用代金（元金）充当 8,751円 （10,000円-1,249円） 手数料充当額 1,249円 （3,040,000円×15.00%+365日） 弁済金お支払い時のリボ払い利用費 81,249円 （90,000円-8,751円） 〔注〕手数料計算方法 〔100,000円×25日（5月16日～6月9日）+90,000円×6日（6月10日～6月15日）〕 ×15.00%+365日=1,249円 (1) 手数料率 実質年率 12.25%~15.00%	(リボ払いのご案内) (3)	(3) お支払い明（お支払いコースが定額方式 A コースの場合） 4月16日から5月15日まで100,000円ご利用の場合 ○締切日（5月15日） リボ払い手数料利用費 100,000円 毎月の弁済金（6月10日お支払い）10,000円 ご利用代金（元金）充当 10,000円 弁済金お支払い時のリボ払い利用費 90,000円 （100,000円-10,000円） ○締切日（6月15日） リボ払い手数料利用費 90,000円 毎月の弁済金（7月10日お支払い）10,000円 ご利用代金（元金）充当 8,501円 （10,000円-1,499円） 手数料充当額 1,499円 （3,040,000円×18.00%+365日） 弁済金お支払い時のリボ払い利用費 81,249円 （90,000円-8,501円） 〔注〕手数料計算方法 〔100,000円×25日（5月16日～6月9日）+90,000円×6日（6月10日～6月15日）〕 ×18.00%+365日=1,499円 (1) 手数料率 実質年率 14.70%~17.90%																																																
65	カード会員規約	(分割払い（回数指定払い）のご案内) (1)	(2) 支払回数表 <table border="1"> <tr> <th>支払回数</th> <th>3回</th> <th>5回</th> <th>6回</th> <th>10回</th> <th>12回</th> </tr> <tr> <td>支払期間</td> <td>3ヶ月</td> <td>5ヶ月</td> <td>6ヶ月</td> <td>10ヶ月</td> <td>12ヶ月</td> </tr> <tr> <td>実質年率</td> <td>12.25%</td> <td>13.30%</td> <td>13.75%</td> <td>14.30%</td> <td>14.75%</td> </tr> <tr> <td>利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額</td> <td>2.04円</td> <td>3.40円</td> <td>4.08円</td> <td>6.80円</td> <td>8.16円</td> </tr> </table>	支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	実質年率	12.25%	13.30%	13.75%	14.30%	14.75%	利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額	2.04円	3.40円	4.08円	6.80円	8.16円	(分割払い（回数指定払い）のご案内) (1)	(2) 支払回数表 <table border="1"> <tr> <th>支払回数</th> <th>3回</th> <th>5回</th> <th>6回</th> <th>10回</th> <th>12回</th> </tr> <tr> <td>支払期間</td> <td>3ヶ月</td> <td>5ヶ月</td> <td>6ヶ月</td> <td>10ヶ月</td> <td>12ヶ月</td> </tr> <tr> <td>実質年率</td> <td>14.70%</td> <td>16.25%</td> <td>16.68%</td> <td>17.51%</td> <td>17.89%</td> </tr> <tr> <td>利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額</td> <td>2.46円</td> <td>4.10円</td> <td>4.92円</td> <td>8.20円</td> <td>9.84円</td> </tr> </table>	支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月	実質年率	14.70%	16.25%	16.68%	17.51%	17.89%	利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額	2.46円	4.10円	4.92円	8.20円	9.84円
支払回数	3回	5回	6回	10回	12回																																																
支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月																																																
実質年率	12.25%	13.30%	13.75%	14.30%	14.75%																																																
利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額	2.04円	3.40円	4.08円	6.80円	8.16円																																																
支払回数	3回	5回	6回	10回	12回																																																
支払期間	3ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	10ヶ月	12ヶ月																																																
実質年率	14.70%	16.25%	16.68%	17.51%	17.89%																																																
利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額	2.46円	4.10円	4.92円	8.20円	9.84円																																																
66	カード会員規約	(分割払い（回数指定払い）のご案内) (2)	<table border="1"> <tr> <th>支払回数</th> <th>15回</th> <th>18回</th> <th>20回</th> <th>24回</th> <th>ホムナシ</th> </tr> <tr> <td>支払期間</td> <td>15ヶ月</td> <td>18ヶ月</td> <td>20ヶ月</td> <td>24ヶ月</td> <td>1~6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>実質年率</td> <td>15.00%</td> <td>15.00%</td> <td>15.00%</td> <td>15.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額</td> <td>10.20円</td> <td>12.24円</td> <td>13.60円</td> <td>16.32円</td> <td>0.00円</td> </tr> </table>	支払回数	15回	18回	20回	24回	ホムナシ	支払期間	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	1~6ヶ月	実質年率	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%	0.00%	利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額	10.20円	12.24円	13.60円	16.32円	0.00円	(分割払い（回数指定払い）のご案内) (2)	<table border="1"> <tr> <th>支払回数</th> <th>15回</th> <th>18回</th> <th>20回</th> <th>24回</th> <th>ホムナシ</th> </tr> <tr> <td>支払期間</td> <td>15ヶ月</td> <td>18ヶ月</td> <td>20ヶ月</td> <td>24ヶ月</td> <td>1~6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>実質年率</td> <td>17.84%</td> <td>17.89%</td> <td>17.90%</td> <td>17.88%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額</td> <td>12.30円</td> <td>14.76円</td> <td>16.40円</td> <td>19.68円</td> <td>0.00円</td> </tr> </table>	支払回数	15回	18回	20回	24回	ホムナシ	支払期間	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	1~6ヶ月	実質年率	17.84%	17.89%	17.90%	17.88%	0.00%	利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額	12.30円	14.76円	16.40円	19.68円	0.00円
支払回数	15回	18回	20回	24回	ホムナシ																																																
支払期間	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	1~6ヶ月																																																
実質年率	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%	0.00%																																																
利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額	10.20円	12.24円	13.60円	16.32円	0.00円																																																
支払回数	15回	18回	20回	24回	ホムナシ																																																
支払期間	15ヶ月	18ヶ月	20ヶ月	24ヶ月	1~6ヶ月																																																
実質年率	17.84%	17.89%	17.90%	17.88%	0.00%																																																
利用代金（現金価格） 100円あたりの 分割手数料料額	12.30円	14.76円	16.40円	19.68円	0.00円																																																
67	カード会員規約	(分割払い（回数指定払い）のご案内) (3)	(3) お支払い明（現金価格 10万円を 10 回払いした場合） A. 上表に比して分割手数料 100,000円×6.80%（680円/10,000円）=6,800円 B. 上表に比して支払総額 100,000円+6,800円=106,800円 C. 分割支払金 100,000円÷10回+6,800円÷10回=10,680円	(分割払い（回数指定払い）のご案内) (3)	(3) お支払い明（現金価格 10万円を 10 回払いした場合） A. 上表に比して分割手数料 100,000円×8.20%（820円/10,000円）=8,200円 B. 上表に比して支払総額 100,000円+8,200円=108,200円 C. 分割支払金 100,000円÷10回+8,200円÷10回=10,820円																																																
68	カード会員規約	(キャッシングサービスのご案内)	○貸付の利率が日利制限法第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についての支払義務はありません。	(キャッシングサービスのご案内)	○貸付の利率が日利制限法第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についての支払義務はありません。																																																

69	カード会員規約	(キャッシング月々返済(カードローン)のご案内)	○貸付けの利率が旧利率制第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についての 支払利息はありせん。	(キャッシング月々返済(カードローン)のご案内)	○貸付けの利率が旧利率制第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についての 支払利息はありせん。
70	カード会員規約	(本規約及びau PAYカード規約に基づく年会費のご案内)	●au PAYカード会員 無料 ●au PAYゴールドカード会員 本会員11,000円(消費税込) ※家族会員1名追加2,200円(消費税込) ※家族会員の年会費も、本会員と同様にいたします。	(本規約及びau PAYカード規約に基づく年会費のご案内)	●au PAYカード会員 無料 ●au PAYゴールドカード会員 本会員11,000円(消費税込) ※家族会員1名追加2,200円(消費税込) ※家族会員の年会費も、本会員と同様にいたします。
71	カード会員規約	末尾	(2024年5月15日改定)	末尾	(2025年3月16日改定)
72	au PAYカード特約	第1条1項	本特約は、auフロンティアサービス株式会社(以下「auフロンティアサービス」といいます。)が、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)、および所属セルラー電話株式会社(以下、KDDIと併せて「KDDI等」といいます。KDDI等およびauフロンティアサービスを併せて「両社等」といいます。))との提携により発行するクレジットカードの貸与を希望し、両社等および本会員が認められたら(以下「本会員」といいます。本会員は貸与希望されるカードを本会員から貸与いたします。)、および両社等が定める貸与条件を満たす方(以下「家族会員」といいます。また、家族会員に貸与希望されるカードを「家族カード」といいます。本会員から貸与して「本カード」といいます。) 並びに 会員となることを希望する方(以下「入会希望者」といいます。会員と併せて「会員等」といいます。))が、本カードの申込、入会、利用に関する事項の一切に対して適用されます。	第1条1項	本特約は、auフロンティアサービス株式会社(以下「auフロンティアサービス」といいます。))が、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)、および所属セルラー電話株式会社(以下、KDDIと併せて「KDDI等」といいます。KDDI等およびauフロンティアサービスを併せて「両社等」といいます。))との提携により発行するクレジットカードの貸与を希望し、両社等および本会員が認められたら(以下「本会員」といいます。本会員は貸与希望されるカードを本会員から貸与いたします。)、および両社等が定める貸与条件を満たす方(以下「家族会員」といいます。また、家族会員に貸与希望されるカードを「家族カード」といいます。本会員から貸与して「本カード」といいます。) 並びに 会員となることを希望する方(以下「入会希望者」といいます。会員と併せて「会員等」といいます。))が、本カードの申込、入会、利用に関する事項の一切に対して適用されます。
73	au PAYカード特約	第1条2項	会員等は、本特約に加え、auフロンティアサービスが定めるカード会員規約(以下「カード会員規約」といいます。))および関連する規約、利用規定の一切(カード会員規約と併せて、以下「クレジットカード関連規約」といいます。))およびKDDI等が定める「au Pontaポイントプログラム規約(以下「ポイント規約」といいます。))が適用されることについて同意するものとします。	第1条2項	会員等は、本特約に加え、auフロンティアサービスが定めるカード会員規約(以下「カード会員規約」といいます。))および関連する規約、規約、利用規定、 本カードに係るポイントプログラム等(お知らせ等で公表した内容を含みます。)) の一切(カード会員規約と併せて、以下「クレジットカード関連規約」といいます。))およびKDDI等が定める「au Pontaポイントプログラム規約(以下「ポイント規約」といいます。))が適用されることについて同意するものとします。
74	au PAYカード特約	第1条4項	両者 等は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期、 当該のホームページ において公表するか、必要があるときはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。 (1) 変更の内容が会員一般の利益に適合する。 (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである。	第1条4項	両者 等は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期、 当該のホームページ において公表するか、必要があるときはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。 (1) 変更の内容が会員一般の利益に適合する。 (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである。
75	au PAYカード特約	第2条1項	本カードは、KDDI等が提供するau Pontaポイントプログラムに係る債権額、auフロンティアサービスが発行するクレジットカードに係る債権額(以下「クレジット機能」といいます。))と同一の一体型カードです。	第2条1項	本カードは、KDDI等が提供するau Pontaポイントプログラムに係る債権額とauフロンティアサービスが発行するクレジットカードに係る債権額(以下「クレジット機能」といいます。))と同一の一体型カードです。
76	au PAYカード特約	第3条1項	1.本カードの申込にあたって、入会希望者(家族会員となることを希望する入会希望者が存在する場合は、当該入会希望者を含みます。以下「本会員」といいます。))は、au IDを本カードに設定する必要があります。au IDの設定、利用に関しては、KDDIが別途定める「ID利用規約」が適用されます。	第3条1項	1.本カードの申込にあたって、入会希望者(家族会員となることを希望する入会希望者が存在する場合は、当該入会希望者を含みます。以下「本会員」といいます。))は、au IDを本カードに設定する必要があります。au IDの設定、利用に関しては、KDDIが別途定める「ID利用規約」が適用されます。
77	au PAYカード特約	第8条2項	会員が前項に該当しない限り、au ID 会員資格失効後カードであっても、会員は、本カードのクレジット機能を継続して利用できます。ただし、その場合における、au ID 会員資格失効後カードの利用については、クレジットカード関連規約が適用されるものとします。本特約(ただし、第5条第3項、第6条第4項、および本条を含まず。))は適用されず、なお、本会員がau ID 会員資格失効後カードとなる場合は当該本会員カードに係る家族カードの扱いについては本サイト等に掲載されるものとします。	第8条2項	会員が前項に該当しない限り、au ID 会員資格失効後カードであっても、会員は、本カードのクレジット機能を継続して利用できます。ただし、その場合における、au ID 会員資格失効後カードの利用については、クレジットカード関連規約が適用されるものとします。本特約(ただし、第5条第3項、第6条第4項、および本条を含まず。))は適用されず、なお、本会員がau ID 会員資格失効後カードとなる場合は当該本会員カードに係る家族カードの扱いについては本サイト等に掲載されるものとします。
78	au PAYカード特約	第9条1項	会員等は、KDDI等が、本申込情報のうち、以下に定める会員等の個人情報(以下「お客さま情報」といいます。))をauフロンティアサービスに提供することについて同意するものとします。 (1) 氏名、生年月日、性別、ご自宅住所、会員等がKDDI等の間で継続している通信サービスの提供に係る契約(以下「回線契約」といいます。))およびau IDの取得に係る契約(以下「回線契約等」といいます。))において連絡先として登録済みの電話番号およびメールアドレス。 (2) 回線契約の家族割、一括請求等のサービス登録状況 (3) 回線契約等の契約内容(契約年数、契約日、解約日を含みます。))およびau IDの回線契約に係る連絡先等の支払先および支払額 (4) auかんたん決済の利用実績、料金支払方法、料金の支払状況および支払額 (5) au PAYプリペイドカードの利用実績、保有Pontaポイント数およびPontaポイントの利用実績 (6) 保有auポイント数およびauポイントの利用実績 (7) KDDI等が実施したキャンペーンへの参加実績 (8) KDDI等がKDDI等との間で継続した各種サービスの提供に係る契約(回線契約等を含みます。))の契約内容(契約年数、契約日、解約日を含みます。)) 並びに 当該サービスの利用実績、特約の支払状況および支払額 KDDI等は、入会希望者は本申込カードへの申込手続きを完了させた後、入会希望者がau IDにてログインを完了した時点で、当該入会希望者に係る第1項第1号に定めるお客さま情報を、auフロンティアサービスに提供します。	第9条1項	会員等は、KDDI等が、本申込情報のうち、以下に定める会員等の個人情報(以下「お客さま情報」といいます。))をauフロンティアサービスに提供することについて同意するものとします。 (1) 氏名、生年月日、性別、ご自宅住所、会員等がKDDI等の間で継続している通信サービスの提供に係る契約(以下「回線契約」といいます。))およびau IDの取得に係る契約(以下「回線契約等」といいます。))において連絡先として登録済みの電話番号およびメールアドレス。 (2) 回線契約の家族割、一括請求等のサービス登録状況 (3) 回線契約等の契約内容(契約年数、契約日、解約日を含みます。))およびau IDの回線契約に係る連絡先等の支払先および支払額 (4) auかんたん決済の利用実績、料金支払方法、料金の支払状況および支払額 (5) au PAYプリペイドカードの利用実績、保有Pontaポイント数およびPontaポイントの利用実績 (6) 保有auポイント数およびauポイントの利用実績 (7) KDDI等が実施したキャンペーンへの参加実績 (8) KDDI等がKDDI等との間で継続した各種サービスの提供に係る契約(回線契約等を含みます。))の契約内容(契約年数、契約日、解約日を含みます。)) 並びに 当該サービスの利用実績、特約の支払状況および支払額 KDDI等は、入会希望者は本申込カードへの申込手続きを完了させた後、入会希望者がau IDにてログインを完了した時点で、当該入会希望者に係る第1項第1号に定めるお客さま情報を、auフロンティアサービスに提供します。
79	au PAYカード特約	第9条2項	家族カードの申込手続きを行うため、(ア)本会員のお客さまが家族会員情報(画面でau IDを入力済みの場合)を家族会員となることを希望されるお客さまのau IDを入力する場合は当該家族会員情報で入力する必要があります。また、(イ)家族会員がau IDをお持ちの場合は、au IDの入力を行う時点で、KDDI等は、当該au IDにて本人入会希望者に係る第1項第1号の情報をauフロンティアサービスに提供します。	第9条2項	家族カードの申込手続きを行うため、本会員のお客さまが家族会員情報(画面でau IDを入力済みの場合)を家族会員となることを希望されるお客さまのau IDを入力する場合は当該家族会員情報で入力する必要があります。また、KDDI等は、当該au IDにて本人入会希望者に係る第1項第1号の情報をauフロンティアサービスに提供します。
80	au PAYカード特約	第9条3項	KDDI等は、本カードの申込が完了した時点で、入会希望者に係る第1項第2号から第9号までのお客さま情報の全部または一部をauフロンティアサービスに提供し、auフロンティアサービスは当該情報に基づき以下の各号に定める利用目的のために取得するものとします。 (1) auフロンティアサービスが提供する各種サービス(以下「サービス」といいます。))の提供に関する情報の取得、新商品情報およびサービスに関するプッシュ通知、市場調査、商品開発および宣伝のためのデータ・メールの送信、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内を行うため。 (2) auフロンティアサービスが現在または将来において行う事業(auフロンティアサービスのホームページに掲載)に関する取引の管理および関係者の管理のためにこれら取得するデータの分析・加工を行うため。 (3) 会員等の取引に関する事務や内部管理業務を行うため。	第9条3項	KDDI等は、本カードの申込が完了した時点で、入会希望者に係る第1項第2号から第9号までのお客さま情報の全部または一部をauフロンティアサービスに提供し、auフロンティアサービスは当該情報に基づき以下の各号に定める利用目的のために取得するものとします。 (1) auフロンティアサービスが提供する各種サービス(以下「サービス」といいます。))の提供に関する情報の取得、新商品情報およびサービスに関するプッシュ通知、市場調査、商品開発および宣伝のためのデータ・メールの送信、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内を行うため。 (2) auフロンティアサービスが現在または将来において行う事業(auフロンティアサービスのホームページに掲載)に関する取引の管理および関係者の管理のためにこれら取得するデータの分析・加工を行うため。 (3) 会員等の取引に関する事務や内部管理業務を行うため。
81	au PAYカード特約	第9条4項	KDDI等は、お客さま情報について、auフロンティアサービスより、変更確認等に係る会費を受けた場合、最新のお客さま情報の全部または一部をauフロンティアサービスに提供します。	第9条4項	KDDI等は、お客さま情報について、auフロンティアサービスより、変更確認等に係る会費を受けた場合、最新のお客さま情報の全部または一部をauフロンティアサービスに提供します。
82	au PAYカード特約	第9条5項	第1項第1号に定めるお客さま情報に変更があった場合、会員は、KDDI等またはauフロンティアサービスに当該変更を申告するものとします。なお、KDDI等に申込した場合、会員は、KDDI等が、当該申込内容を、auフロンティアサービスに提供することについて同意するものとします。	第9条5項	第1項第1号に定めるお客さま情報に変更があった場合、会員は、KDDI等またはauフロンティアサービスに当該変更を申告するものとします。なお、KDDI等に申込した場合、会員は、KDDI等が、当該申込内容を、auフロンティアサービスに提供することについて同意するものとします。
83	au PAYカード特約	第9条6項	KDDI等は、本カードの会員規約に定めるau PAYカードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格喪失等の事由に該当した場合、au PAYカードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格喪失した場合、広告情報等を継続して配信することができるとします。	第9条6項	両者等は、本カードの会員規約に定めるau PAYカードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格喪失等の事由に該当した場合、au PAYカードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格喪失した場合、広告情報等を継続して配信することができるとします。
84	au PAYカード特約	第10条3項	(2022年9月21日改定)	末尾	(2025年3月16日改定)
85	au PAYカード特約	第2条6項	本サービス登録後の特約本会員のサービス利用代金の支払方法は、会員規約第28条第1項にかかわらず、各約定支払日に支払う本サービス利用代金(指定金額)の償還のみにあて、一回払い、[指定金額]を超えた場合はお支払指定額についてお支払の申し込みをいたします。なお、本サービスは一回払い、ボーナス一括払い、お支払(回数指定支払)を指定しない場合は、当該ショッピング利用代金の支払方法はショッピング利用の用に指定した支払方式となります。ただし、本サービスが指定する加盟店では、全てが1回払いとなる場合があります。	第2条6項	本サービス登録後の特約本会員のサービス利用代金の支払方法は、会員規約第29条第1項にかかわらず、各約定支払日に支払う本サービス利用代金(指定金額)の償還のみにあて、一回払い、[指定金額]を超えた場合はお支払指定額についてお支払の申し込みをいたします。なお、本サービスは一回払い、ボーナス一括払い、お支払(回数指定支払)を指定しない場合は、当該ショッピング利用代金の支払方法はショッピング利用の用に指定した支払方式となります。ただし、本サービスが指定する加盟店では、全てが1回払いとなる場合があります。
86	「お支払」必須の特約	<お支払必須>(指定金額が5万円の場合)	特約本会員が申し出、当社が適宜に認められた場合には、特約本会員は、会員規約第32条に規定し、本サービス対象代金の全部または一部を上返すことができます。	第2条7項	特約本会員が申し出、当社が適宜に認められた場合には、特約本会員は、会員規約第33条に規定し、本サービス対象代金の全部または一部を上返すことができます。
87	「お支払」必須の特約	第2条7項	特約本会員は当社に対し、本サービスの手数料として、締切日の翌日から翌月の締切日までの利用単位100円(手数料)を本サービス利用代金から差し引きます。当該手数料は、(実質年率18.00%)を乗じ、年365日で日割計算した金額を、翌々月の約定支払日に返すものとします。ただし、本サービスに係るカード利用の利用日(日)が起算して前月に発生する締切日が属する月の翌月の約定支払(日)前日までの期間に手数料計算の対象となります。	第3条1項	特約本会員は当社に対し、本サービスの手数料として、締切日の翌日から翌月の締切日までの利用単位100円(手数料)を本サービス利用代金から差し引きます。当該手数料は、(実質年率18.00%)を乗じ、年365日で日割計算した金額を、翌々月の約定支払日に返すものとします。ただし、本サービスに係るカード利用の利用日(日)が起算して前月に発生する締切日が属する月の翌月の約定支払(日)前日までの期間に手数料計算の対象となります。
88	「お支払」必須の特約	第3条1項	当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期、 当該のホームページ において公表するか、必要があるときはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。 (1) 変更の内容が会員一般の利益に適合する。 (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである。	第5条1項	当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期、 当該のホームページ において公表するか、必要があるときはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。 (1) 変更の内容が会員一般の利益に適合する。 (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである。
89	「お支払」必須の特約	第5条1項	4月16日から5月15日までに1回払いでショッピング利用した金額が10万円の場合 ○締切日(5月15日) 本サービス利用代金 100,000円 初回弁済金(6月10日) 50,000円 ご利用代金(元金) 充当 50,000円 初回弁済金お支払い後の本サービス利用代金 50,000円(100,000円-50,000円) ○締切日(6月15日) 本サービス利用代金 50,000円 第2回弁済金(7月10日) 50,000円 ご利用代金(元金) 充当 49,877円 手数料光当額 123円(6月10日-6月15日までの分) 第2回弁済金お支払い後の本サービス利用代金 123円(50,000円-49,877円) (注) 手数料計算方法 {50,000円×6日(6月10日-6月15日)}×15.00%+365日=123円 ○締切日(7月15日) 本サービス利用代金 123円 第3回弁済金(8月10日) 615円 ご利用代金(元金) 充当 123円 手数料光当額 493円(6月16日-7月15日までの分) 第3回弁済金お支払い後の本サービス利用代金 0円 (注) 手数料計算方法 {50,000円×24日(6月16日-7月9日)+100円(+)×6日(7月10日-7月15日)} ×15.00%+365日=493円 +付利単位は100円となります。	<お支払必須>(指定金額が5万円の場合)	4月16日から5月15日までに1回払いでショッピング利用した金額が10万円の場合 ○締切日(5月15日) 本サービス利用代金 100,000円 初回弁済金(6月10日) 50,000円 ご利用代金(元金) 充当 50,000円 初回弁済金お支払い後の本サービス利用代金 50,000円(100,000円-50,000円) ○締切日(6月15日) 本サービス利用代金 50,000円 第2回弁済金(7月10日) 50,000円 ご利用代金(元金) 充当 49,853円 手数料光当額 147円(6月10日-6月15日までの分) 第3回弁済金お支払い後の本サービス利用代金 147円(50,000円-49,853円) (注) 手数料計算方法 {50,000円×6日(6月10日-6月15日)}×18.00%+365日=147円 ○締切日(7月15日) 本サービス利用代金 147円 第3回弁済金(8月10日) 739円 ご利用代金(元金) 充当 147円 手数料光当額 592円(6月16日-7月15日までの分) 第3回弁済金お支払い後の本サービス利用代金 0円 (注) 手数料計算方法 {50,000円×24日(6月16日-7月9日)+100円(+)×6日(7月10日-7月15日)} ×18.00%+365日=592円 +付利単位は100円となります。
90	「お支払」必須の特約	<お支払必須>(指定金額が5万円の場合)	<お支払必須>(指定金額が5万円の場合)	<お支払必須>(指定金額が5万円の場合)	<お支払必須>(指定金額が5万円の場合)
91	「お支払」必須の特約	末尾	(2021年3月24日改定)	末尾	(2025年3月16日改定)

165	QUICPayサービス規約	第2条	本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。		本規約におけるそれぞれの用語の意味は、以下の各号に定めるところによります。 (1) 利用者 合衆国から、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者を含みます。 (2) Apple 社 利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかわるサービスを提供する Apple Japan 合同会社または Apple Inc. を含みます。 (3) Apple Pay Apple 社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款 Apple 社約款といえます。）に基づき同社が利用者に対して提供する本件モバイル端末による非接触決済を行うためのデバイスとして用いられるサービスを含みます。 (4) 本件アプリケーション 本件モバイル端末上で稼働し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に対して提供する Apple Pay のためのアプリケーションを含みます。 (5) 指定カード 利用者が本件モバイル端末を利用して QUICPay サービスを利用した場合、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約申し込みを会員が指定したカードを含みます。 (6) 本件モバイル端末 利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末を含みます。 (7) トーン番号 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合に使用することが可能な番号であり、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に対して発行される番号を含みます。なお、利用者が同一の指定カードを利用して QUICPay サービスを利用する場合であっても、利用者が本契約に継続する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトーン番号が発行されます。 (8) QUICPay サービス 株式会社 JCB 株式会社（以下「JCB」といいます。）当社と JCB を併せて「両社」といいます。）が株式会社 JCB が管理する JCB が管理する JCB が管理する IC チップを用いた非接触決済システム（以下「JCB」といいます。）のサービスを含みます。 (9) QUICPay 加盟店 QUICPay サービスを決済方法として選択できる加盟店を含みます。 (10) QUICPay+加盟店 QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店を含みます。 (11) 加盟店 以下①から③の総称を含みます。 ① QUICPay 加盟店 ② QUICPay+加盟店 ③ インターネット等によるオンライン取引において Apple Pay を利用できる加盟店 (ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)
166	QUICPayサービス規約	第2条1項	「利用者」とは、会員のうち、本契約の当事者として、本サービスの提供を受ける者を含みます。	-	(1項に包含)
167	QUICPayサービス規約	第2条2項	「Apple 社」とは、利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかわるサービスを提供する Apple Japan 合同会社または Apple Inc. を含みます。	-	(1項に包含)
168	QUICPayサービス規約	第2条3項	「Apple Pay」とは、Apple 社と利用者との間の契約（当該契約に適用される約款「Apple 社約款」といいます。）に基づき同社が利用者に対して提供する本件モバイル端末による非接触決済を行うためのデバイスとして用いられるサービスを含みます。	-	(1項に包含)
169	QUICPayサービス規約	第2条4項	「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で稼働し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が利用者に対して提供する Apple Pay のためのアプリケーションを含みます。	-	(1項に包含)
170	QUICPayサービス規約	第2条5項	「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を利用して QUICPay サービスを利用した場合、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約申し込みを会員が指定したカードを含みます。	-	(1項に包含)
171	QUICPayサービス規約	第2条6項	「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末を含みます。	-	(1項に包含)
172	QUICPayサービス規約	第2条7項	「トーン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合に使用することが可能な番号であり、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に対して発行される番号を含みます。なお、利用者が同一の指定カードを利用して QUICPay サービスを利用する場合であっても、利用者が本契約に継続する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトーン番号が発行されます。	-	(1項に包含)
173	QUICPayサービス規約	第2条8項	「QUICPay サービス」とは、株式会社 JCB 株式会社（以下「JCB」といいます。）当社と JCB を併せて「両社」といいます。）が管理する JCB が管理する JCB が管理する IC チップを用いた非接触決済システム（以下「JCB」といいます。）のサービスを含みます。	-	(1項に包含)
174	QUICPayサービス規約	第2条9項	「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay サービスを決済方法として選択できる加盟店を含みます。	-	(1項に包含)
175	QUICPayサービス規約	第2条10項	「QUICPay+加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、JCB 所定の標識を表示している加盟店を含みます。	-	(1項に包含)
176	QUICPayサービス規約	第2条11項	「加盟店」とは、以下①から③の総称を含みます。 ① QUICPay 加盟店 ② QUICPay+加盟店 ③ インターネット等によるオンライン取引において Apple Pay を利用できる加盟店 (但し、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)	-	(1項に包含)
177	QUICPayサービス規約	第6条3項	Apple Pay は、本件モバイル端末の所有者が Apple Pay を利用しようとする都度、利用者が本件モバイル端末に事前に登録した JCB 株式会社（以下「本件 JCB」といいます。）を入力する方法による本人認証（以下「本人認証」といいます。）を当該所有者に求め、モバイル端末認証がなされた場合に利用可能なサービスであり、当該本人認証がなされたことにより、本件モバイル端末の所有者が利用者本人であると推定されます。利用者本人、本件 JCB 等他人に知り得ないような高度な管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、本サービスの利用を申し込む際は、氏名、生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい記号・番号等を本 JCB として登録しないよう、既に登録された本 JCB での変更を含めた必要な措置をとるものとします。	第6条3項	
178	QUICPayサービス規約	第6条5項	利用者が本サービスを利用する場合、会員規約に基づき、暗証番号・パスワードによる本人認証が求められて行われます。ただし、加盟店により、これ異なる取扱いがなされる場合があります。	第6条5項	
179	QUICPayサービス規約	第10条1項	利用者は加盟店において、本サービスを利用することができます。加盟店には、原則として、JCB 所定のマーク（マークは複数の種類があり、QUICPay ホームページにおいて公表されます。）が表示されますが（但し、非対面取引の加盟店の場合には限りにおいてのみ）、当該表示のない加盟店であっても、本サービスを利用できる場合があります。なお、Apple Pay を利用できる店舗として、Apple 社所定のサービスマークが表示されている店舗であったとしても、加盟店でない限り、本サービスを利用することはできません。	第10条1項	
180	QUICPayサービス規約	第16条2項	当社は、利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通信機能、インターネット通信機能またはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの影響が及び、利用者に関連が発生した場合といたし、当社に故意または過失がない限り、当社の責任を負いません。また、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社が賠償する範囲は通常損害の範囲に限られ、かつ過失利益は含まれないものとします。	第16条2項	
181	QUICPayサービス規約	第18条2項	次の(1)から(7)のいずれかに該当するときは、当社からの催告および通知を要せず本契約は終了します。 (1) 利用者が指定カードを失ったとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay にかかわる契約が終了したとき (3) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があるか、本契約の解除が必要と当社が判断したとき (4) 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失した旨を通知したとき (5) 利用者の身元状況が著しく悪化した場合 (6) 利用者が本契約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき (7) 利用者による本サービスの利用状況が適当でない当社が判断したとき (2021年6月25日制定)	第18条2項	
182	QUICPayサービス規約	末尾		末尾	(2021年3月16日改定)